

札幌市子どもの権利委員会

第6回委員会

会 議 録

日 時 : 平成22年7月5日(月) 16時30分開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎18階 第1常任委員会会議室

1. 開 会

○委員長 それでは、ただいまから、第6回子どもの権利委員会を開催いたします。

まず、事務局の方から、連絡事項があれば行っていただきたいと思います。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） どうもお疲れさまでございます。

私から、本日の欠席者の連絡をさせていただきます。

井戸委員、小栗委員、後藤委員、中出委員、船木委員、横川委員、以上の委員の皆さんがきょうは都合によりお越しいただけないということでご連絡をいただいております。また、A委員については遅参する旨の報告を受けております。

それから、7月1日付で市役所の人事異動がありまして、子どもの権利推進課に職員が1名参りました。長尾職員でございます。岩崎職員ともども、子どもの権利の推進の関係で皆様方にいろいろ連絡をとらせていただくとお思いますので、よろしくお願いたします。

私からの連絡は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

2. 議 事

○委員長 それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題でありますけれども、一つ目としましては、子どもの権利に関する推進計画の体系及び内容について、二つ目といたしましては、子どもとの意見交換について、この2点を予定しております。なお、本日の終了時刻は18時30分を予定しております。

初めに、議題の1番目であります子どもの権利に関する推進計画の体系及び内容についてを扱います。

前回の委員会では、計画における主要な項目について意見交換をここでを行い、その結果、大きな項目として四つを設定するというので意見がまとまりました。

本日は、そのときの議論に基づき、事務局の方で資料4としまして計画の全体のイメージを体系的にまとめた資料を用意していただいております。まず、その体系について確認をし、その上で具体的な施策、取り組みについて意見を交換していきたいと思っております。

そこで、事務局の方から補足があれば説明をしていただきたいと思います。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、座ったままで説明させていただきます。

子どもの権利に関する推進計画の体系及び内容について、資料4に基づいて説明させていただきます。

なお、資料3として、前回お配りさせていただきました推進計画の主要項目（案）がございます。これは前回の議論のときに参考にさせていただいたものですがけれども、前回の議論を踏まえて資料4という形で作り直しましたので、あわせて資料3と見比べていただければと思います。

まず、資料3で前回議論になったところでは、一番右側の「豊かに育つ環境づくり」「子

どもの権利侵害からの救済」「子どもの権利の普及・啓発」という大きく三つの項目を挙げてごさいましたが、このうち、「豊かに育つ環境づくり」については二つに分けるべきではないかというご議論もいただいたところですので、それを参加と受けとめる環境づくりという趣旨で二つに分けさせていただいたところです。それを今回、資料4の左側の基本目標にあります「子どもの参加の推進」と「子どもを受け止めはぐくむ環境づくり」の二つに分けたところをごさいます。あと、「子どもの権利の侵害からの救済」と「子どもの権利の普及・啓発」については、同じように基本目標をスライドさせておりますけれども、「普及・啓発」という用語を「子どもの権利を大切にする意識の向上」と直しているところをごさいます。

この四つの基本目標を達成するための基本的な取り組みを基本施策ということで整理をさせていただきまして、それを二つずつ挙げさせていただきました。また、それら基本施策の中身がどのようなものかについては、一応、想定される施策事業ということで、少ないところで2項目、多いところで4項目を例示的に掲示させていただきました。

資料4の「子どもの参加の推進」につきましては、子どもの参加の機会の充実と支援、子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援の2項目で整理させていただきました。前段の子どもの参加の機会の充実と支援には、家庭や学校、地域、市政といった子どもにかかわるあらゆる場への参加ということで分類できる事柄がここに入ってくるのではないかと考えております。また、次の子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援につきましては、学びや体験に類する事業が入るのではないかとということで二つを例示的に整理させていただきました。

次に、基本目標2の「子どもを受け止めはぐくむ環境づくり」につきましては、まず一つ目として、子どもを取り巻く環境に着目いたしまして、子どもが安心して過ごすための居場所づくりとして、家庭や学校、地域といった生活の場で子どもが受けとめられると感じることのできる環境づくりといった取り組みがここに入ることになるかと考えております。二つ目の活動を通して人間関係をつくりあえる環境づくりについては、子ども自身の活動によって人間関係をつくっていくというプロセスの側面からとらえた項目になっております。

続きまして、基本目標3の「子どもの権利の侵害からの救済」につきましては、一つ目として、現に困っている子どもを救済するという側面として、子どもの権利の侵害からの救済体制の整備に関する取り組みを、そして二つ目の基本施策としては、権利侵害を未然に防止するという観点から、権利侵害が起きにくい環境づくりという項目を新たに設けているところをごさいます。

最後に、基本目標4の「子どもの権利を大切にする意識の向上」については、一般的な広報の項目としては、子どもの権利に関する広報普及がごさいますが、それとあわせて理解を深める、理解を促進するという意味合いの項目として、子どもの権利に関する学びの支援を挙げさせていただきました。

以上がこの体系及び内容の概括でございます。

お配りしました資料4の1ページ目からは、基本目標1「子どもの参加の推進」ということで、以降、体系としてお話しさせていただきました内容を少し詳しく整理したものが続いているところでございます。これは、八つの基本施策ごとに意義や意識実態調査などによる現状、取り組みの視点、例ということでまとめさせていただいております。

簡単に説明させていただきますが、1ページの基本目標1「子どもの参加の推進」の(1)子どもの参加の機会の充実と支援につきましては、まず、子どもの参加の機会の充実と支援を進めることの意義といたしましては、自立性や社会性をはぐくむ、施策の全般に子どもの支援を取り入れる、子どもに優しいまちづくりを進めるといった観点から、参加の取り組みが求められるといった趣旨を三つの行で述べているところです。

また、現状としましては、子どもが意見を言ったり参加したりすることについての大人、子どもそれぞれの意識を挙げております。その中で、子どもについては地域や市政に対して特に言いたいことがないという項目が4割を超えているということで、参考までに記載させていただきました。

最後に、取り組みの視点、例の欄では、家庭や学校、施設、地域、行政それぞれの参加を促進するという四つの視点から具体的な取り組みを例示的に記載させていただいております。

次に、2ページ目でございます。

(2)子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援につきましては、意義として、主体的な学びや多様な体験を通して豊かな人間性をはぐくんでいくという趣旨から、そうした環境や機会が得られるように取り組む必要があることを述べております。

また、現状として、子どもが健やかに育つために必要だと思うことなど三つの意識調査の結果を記載させていただきました。

最後に、取り組みの視点、例の欄では、学びと多様な体験という観点に分けて記載させていただいております。

この2ページ目の意義のところの最初の行で、「子どもの人格形成には主体的な学びや自発的や多様な体験活動」とありますが、文言修正をしているときに「自発的や」という言葉が残ってそのまま記載されてしまいましたので、こちらは削除ということで訂正をお願いしたいと思います。

3ページ目には、基本目標2「子どもを受け止めはぐくむ環境づくり」の(1)子どもが安心して過ごすための居場所づくりを記載しております。意義としては、子どもの成長、発達を保障する家庭、学校、地域において受けとめられているという実感が重要であり、安心して過ごすことのできる環境づくりが必要であるというふうに整理しております。

また、現状としましては、意識調査の結果の中で、自分のことをどう思うかとか、ほっとできる場所、大人とのかかわり、保護者の態度などの項目を記載しております。

下段の取り組みの視点、例としましては、家庭、学校、施設、地域、それぞれにおいて

どのような環境づくりを進めていくことが必要かという観点から、議論のポイントと思われるところを三つ挙げさせていただきました。

次に、(2)活動を通して人間関係をつくりあえる環境づくりでございますが、意義といたしましては、子どもの主体的な活動を通して人間関係をつくり、その関係性の中で自分自身を確立していくことができる環境づくりを進めることを述べております。

また、現状では、地域への参加、放課後や休日の過ごし方の二つを挙げているところで

す。最後に、取り組みの視点、例においては、主体的な活動の例として、ボランティア、サークル活動、児童会館の子ども運営委員会といった事例を挙げさせていただいております。

以上、基本目標1、基本目標2について説明させていただきましたが、基本目標3、基本目標4につきましても同じような形で整理をさせていただきました。この資料では、意義や現状についてのとらえ方、あるいは、それを踏まえて今後具体的にどういったことに取り組みばよいのかという点を中心にご議論いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から資料4に関して説明をしてもらったのですが、その説明に関して質問がありましたら、まずは質問だけを受け付けたいと思います。今、説明をいただいた全体について質問がありましたら、議論は順番にやっていきたいと思っておりますので、まずは今の全体の説明についての質問を受け付けていきたいと思っております。

ございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 なければ、議論をしている中で質問が出てくることもあるかと思いますので、そのときに遠慮なくしていただきたいと思っております。

それでは、これから議論に入らせていただきます。

まず、資料4の1枚目、計画の体系についてを扱いたいと思っております。

この点においては、四つの基本目標と八つの基本施策を定め、それに基づいて具体的な事業や取り組みを行っていくという計画の全体が示されております。

そこでまず、これについて意見交換を行ってきたいと思っております。

前回、ここに関しては資料3のたたき台をもとに議論いたしまして、その結果、四つの大きくくりの項目を設定するというところで話がまとまったと言ってよいかと思っております。先ほど、その点を説明していただいたわけでありまして、この四つの大きくくりの項目を設定するというところで話がまとまったという点については、そのようにとらえてよろしいでしょうか。異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、特にこの四つにした点に関して何か意見があれば受け付けたいと思っております。なければ、次に進ませていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、全体の体系についてはこのくらいにいたしまして、続いて、その中身、つまり、資料4の2枚目以降に移っていきたいと思います。

2枚目以降では、基本施策ごとに意義と現状、さらに取り組みの視点や例などが掲載されております。

そこで、それぞれ目標に対応した基本施策ごとにどのような取り組みが必要になってくるのか、また、どのような視点での取り組みが必要なのか、上から一つ一つ見ていきたいと思います。

では、早速、意見交換を行っていききたいと思います。

まず、1ページ目の基本目標1「子どもの参加の推進」の基本施策(1)子どもの参加の機会の充実と支援について議論をしていききたいと思います。

ここでは、意義として3点、それから現状として実態・意識調査の結果が3点挙げられております。そして、これらを踏まえまして取り組みの視点例ということで、家庭、学校、地域、市政といった観点でまとめられております。これについて議論をしていききたいと思います。

この部分で、まず、意義、それから現状についてここに書かれていることに関して、あるいは、ここに書かれていないことも出てくるかと思えますけれども、思うこと、あるいは意見などがあれば出していただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

B委員、どうぞ。

○B委員 どこで意見を言ったらいいかと思っております、ここでない方がいいならそう言っていただきたいのですが、今の施策の一個一個に入る以前に、基本目標と基本施策の間の矢印に関して私が前回申し上げたことは一部反映していただいているのですけれども、自分の本意を少し申し上げたいという意見を持っております。それを皆さんにご理解いただいたのであれば、基本目標の四つの分類は、前回の議論のとおり、このとおりで賛成なのですけれども、場合によっては用語の修正というか、具体的な施策や事業が決まった後でご検討いただきたいと思っております。そういったことはどこで発言したらよろしいのかと思っております、今、基本施策の一個一個に入っていった後がよろしいものかどうか、ちょっとお願いいたします。

○委員長 自分で、その中で話した方が皆さんに理解してもらえるということであれば、順番にやりますので、その中で、この点は自分の考え方とはちょっと違って、これはもうちょっと別なところでやった方がいいというようなこと、あるいはもっとこれに加えてほかのものがあるというようなことについて話をいただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。それで自分の考え方をそこで示すことができることになるでしょうか。

○B委員 今からの基本施策の一つ一つのところで発言していくということですね。

○委員長 はい。

○B委員 わかりました。

○委員長 ほかにございませんか。

○副委員長 取り組みの視点の2点目で、学校や施設における子ども参加の取り組みの推進という形になっているのですが、この施設というのはどういうイメージを持って書かれているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） この施設につきましては、例えば、今回も出てきます児童会館も当然入りますし、子どもたちが利用するような施設を総称するような形で施設と書いております。恐らく、今後いろいろと具体的な取り組みを例示していくと、この施設が具体的にどういうところかということがある程度イメージできるかと思えますけれども、今のところは例示も一つしかなく、学校の例示しかないのですけれども、基本的には、子どもが利用する施設での子ども参加の取り組みの推進というのは、もう少し広いイメージで考えているところでございます。

○委員長 それに対して、何かありましたどうぞ。

○副委員長 確かに、これだけだと施設って何だろうという感じがしたものですから、質問をさせていただきました。

あと、例えば子どもたちがいるところは、学校だけではなくて、例えば幼い子であれば保育園とか幼稚園とかいろいろあると思うのですが、そういう子どもたちの例示は何かないものでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 条例の文言でも、「育ち学ぶ施設」ということで、今おっしゃられた保育所や幼稚園もすべて含めて定義しているところもありますので、そういう部分では、もう少し詳しく言えば、条例による「育ち学ぶ施設」というような形で、具体的には保育所や児童会館であったり、子どもが利用する主な施設としては、例えば科学館も主なターゲットは子どもですので、そういったところで幾つか広がりも出てくる形になると思いますが、そのあたりはもう少し詳しく、誤解のないように整理をしたいと思えます。

○副委員長 わかりました。

○委員長 ほかに、質問等も含めて出していただきたいと思えます。

自由に出してください。

C委員、どうぞ。

○C委員 文言の見え方の問題なのですが、子どもの参加の機会の充実と支援という「参加」というものは、一般の方がこれを見たときに何に対して参加させればいいのかとか、そういう疑問はわからないのかなと、どういうふうに説明していったらいいのかなという懸念がございました。

それで、1ページの現状のところは家庭における子どもの参加がありますね。では、何をどう参加させればいいのかだろうと思ったときに、この意識調査では、家庭の大事な物事

やルールに参加しているか、していないかという表示があるわけです。そうすると、このことだけに参加することなのか、もしくはキャンプファイヤーに家族で行くとか、そういう参加も含まれるのか、参加の概念をどうとらえるのかを市民の方にもわかってもらうのが難しいかなというのが1点です。

さらに、今、施設の問題がありましたけれども、施設というものに保育所や幼稚園までも含むとしたら、保育所や幼稚園に子どもが参加することを推進すると言うのも変というか、そこまで行くとかわりにくくなると思います。参加ということはどうとらえるのかということももう少しきちんと市民の方に説明できるようなものを我々の中で持っていた方がいいのかな、もしくは、ちょっとわりにくいのかなという感じがいたします。

○委員長 今の点について事務局の方から何かありますでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） まさに、子どもの参加だけではなくて、市民参加という言葉をとらえたときも、一般的なイメージとして、ただその場に参加する、いるという部分の参加から、実際にそこで主体的な、要するに主役として活動するなど、参加という言葉の意味合いはかなり広いということも事実でございます。そういう部分では、この子どもの権利の中で子どもの参加というと、どうもそれが一つの共通用語みたいな形で伝わっている部分もありますので、そういった部分は、意義の中でもう少し補足する形できちんと説明したいと思っております。

○委員長 B委員、どうぞ。

○B委員 C委員が今おっしゃった参加の概念規定というのは、私も非常に気になっていたところでした。今は子どもの権利を議論しているわけで、やはり、子どもの権利条例、条約でどういう使われ方をしているかに規定されるかと思えます。その場合に、子どもの意見表明権という子どもの権利条約に規定されている権利の具体的なありようが参加というふうに言われている経緯もございます。また、川崎市や多治見市の計画を見ても、子どもの「意見表明・参加」というのが普通に使われている表現であります。私たちは、あくまでも子どもの権利条約、条例にある意見表明権の具体化としての参加を話しているんだということをはっきりするために、私は先ほど基本目標に関する文言について意見があると申し上げましたが、どこに意見表明と書いたらいいかなと思っていまして、まず、一番最初の基本目標に子どもの「意見表明・参加」という形で、ここの参加というのは意見表明権の行使であるということをはっきり出すことが必要かなと思っております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○A委員 子どもの参加の機会の充実と支援ということで、子どもたちが自分に関係するさまざまな場面で意見を表明して参加していくということが書いてありますけれども、今までとこれからと何が違うのかというあたりがよく見えてこないのです。

例えば、今は小学校でも学校の行事に子どもたちが意見を言って参加していった企画を

していくということを結構やっていると思うのですけれども、これからこれが条文化されていく中で何がどう違うのですか。今までやっていたことを継承していくのか、さらに発展させたものがあるのか、その辺はどういうふうにとらえればいいのでしょうか。

○委員長 今の点について、事務局の方で既に話し合っていることがあれば出してみてください。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） おっしゃるように、学校現場でもそうですし、児童会館でも今は児童会館子ども運営委員会をつくるという形で実際に運営がなされている部分がございますので、そういった実際の活動を担保するといいますか、保障する一つの仕組みとしてこの計画をつくろうという側面がございます。そういう意味ではすべてが新しいことをやるための計画ではないものですから、新たな機会を設けるというより、充実と支援というのも、実際にそういう場がある程度あって、今までも子どもたちがそういう場に参加していますけれども、より多くの子どもたちが参加するにはどうしたらいいかとか、施設によっても今までうちは関係ないなど言っているところにも考えを変えていただいて新たにやっていただければというような働きかけの一つの根拠にもと考えております。そういう意味では、既存の部分と新規の部分と両方合わせた形での充実に向けての支援ということで文言を整理させていただきました。

ほかのまちでは、新しいこの計画の目玉として子ども議会をやるなどというところもあるのですけれども、札幌市はことしで既に10回目でございます。そういう意味では、札幌市自体はほかのまちに比べてやっていることはやっていると思うのですけれども、それを制度としてももう少しきちんと担保していくための裏づけとして、今回、この計画の位置づけを考えているところでございます。

○委員長 いかがでしょうか。

○A委員 そういう意味では、札幌市は取り組んでいる部分がたくさんあるだろうと私も思っておりますので、その辺の意識だと思っています。

○委員長 ほかにどうでしょうか。

D委員、どうぞ。

○D委員 質問なのですが、1ページ目の一番下の取り組みの視点の三つ目で子どもサポーター養成講座という言葉が出てきているのですけれども、これについてどういう講座を予定されているのかを教えてくださいませんか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 実際の計画づくりは来年度からですが、これについては、今年度から先行的に実施したいということで検討を進めております。具体的には、実際に地域で子どもがかかわるさまざまな活動をやられていると思うのですけれども、そういう活動の中で子どもがいろいろな場で意見を言ったり、子どもも大人と一緒に活動できる、いきなり子どもが入っていても子どもも戸惑いますし、当然、大人もどうやって受け入れたらいいかという部分もありますので、子どもと大人を仲立ちするといいますか、子どもと大人の間を上手に取り持って、子どもの意見を上手に引き出してその事業に

生かすような役割を果たす方をここでは子どもサポーターと呼ばせていただいています。そういった方々を、講座を受講する形を通じて人材育成していきたいと考えております。

そういう意味では、実際に地域や町内会、子ども会、NPOなど子ども向けにいろいろな活動をされている団体がありますので、そういったところに声をかけて、こういう講座に来てみませんかという形で企画しております。まだ形にはなっていないですけども、早ければ秋ぐらいには何とか形になるようなものを皆様方にお示ししたいと考えております。

ほかのまちでも、言葉は違いますが、類似するような講座はやっておられるように聞いていますので、そういったまちの事例も参考にしながら企画していきたいと思っております。

○委員長 よろしいでしょうか。

○D委員 はい。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

ご質問あるいは意見を含めて出していきたいと思いますが、ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、またちょっと戻らせていただきますけれども、先ほどB委員が、子どもの参加の機会の充実と支援ということでここに示されているのですが、これだけではちょっと足りないので、意見表明という言葉がこの部分に必要なではないかということをおっしゃっていましたね。その点に関して皆さん方に意見を伺いたいと思います。

B委員、もう少し、その言葉を入れた方がいいということについて理由を示すことができますら出してみてください。

○B委員 繰り返しになりますけれども、参加というのがあまり広くとらえられると、子どもの権利に関する推進計画としてはよろしくないのではないかと考えております。そもそも、この参加という用語は、国連子どもの権利委員会で意見表明権を、言いかえた表現として出てきた経緯があるように私は理解していますので、そういう意味でこの参加をとらえるべき、概念規定すべきだと思います。あまり広くとらえられるのはよろしくないと思いますので、はっきり「意見表明・参加」としたらいと思います。恐らく、そういうことを踏まえた上で川崎市や多治見市はそういうふうにはしているのではないかと考えています。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

今、B委員から意見表明という言葉がこの中に加えた方がいい理由が説明されましたけれども、皆さん方は意見表明という言葉がこの中に入れることについてはどういう考えでしょうか。

○E委員 事務局の方に教えていただきたいのですが、川崎市と多治見市では「意見表明・参加」ということで入っているそうですが、ほかの自治体ではどういうふうになっている

のか、違いがもう少しわかるように説明していただければ考えやすいと思います。

○委員長 今の質問について何か答えていただくことはできますでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 我々が把握している分では川崎市と多治見市ですが、B委員がおっしゃっていたように、条約の準拠という部分で言えば、確かに意見表明がその中核を担うという解釈でできておりますので、この部分で対になることは確かにあるかと理解しております。これは、どう考えるかにもよると思うのですけれども、先ほど、参加の基本が意見表明ということで、少し狭く、きちんとした解釈でいいのではないかというご意見がございましたけれども、この参加の部分は、基本施策（2）の子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援でもいろいろな活動に対する意見を言うということがあるのですけれども、そういう場を体験するという意味で整理しておりますので、そこをあわせると、子どもの参加というのは、意見表明もコアな部分で大事ではあるのですけれども、そこに集約することでかえって世間一般的に言われて、割と市民の方々が入っていきやすい通常の参加の部分がかえって遠くなってしまうのかなということがあります。先ほど参加の説明について誤解がないようにとお話ししたのは、いろいろな参加の形態がありますので、それは意見表明から初歩の参加、まずは事業に参加するというレベルで、子どももいろいろ意見を言うといっても、実際に参加した事業でなければなかなか意見を言えないということも正直あろうかと思えます。そういう意味では、B委員から見ると解釈がちょっとあいまいになるということはあるかと思えますけれども、我々事務局の考えとしては、逆に少し広目にした方がいろいろな取り組みをするときにかえって入っていきやすいかなということでこの参加についてはとらえておりますので、意見表明と参加のかかわりは、まさしく条例に基づいてコアであるというのは間違いなく同じ認識ではあるのですけれども、施策としていろいろとやっていく上では、むしろ意見表明にとられない単純な参加の部分も含めた方が、最初のきっかけとしては取り組みやすいかと考えております。

前回お配りしましたが、高知県ではあえて参加の部分に意見表明は入れていなかったのですけれども、文言の中では、子どもの意見を聞き、子どもの意見を適切に尊重することが参加の第1番目に来ますので、参加ということ自体、子どもの意見表明権が非常に重要であるというのはどこの自治体も押さえている話であると思えます。それを表現としてあえて意見表明も黒ポツで入れるか入れないかというのは、それぞれの自治体の判断ではないかと思っております。

○委員長 E委員、よろしいですか。

○E委員 よろしいです。

○委員長 それでは、そのことに関して、B委員、何か意見がありましたらどうぞ出してください。

○B委員 先ほど、A委員の方から、何か新しいものというか、これによって変わるのでかというご発言があったかと思うのですけれども、私は、そういう意味では、まさに厳

格に意見表明権というものを考えた場合の参加については、まだまだこれから課題の部分がいっぱいあるのではないかと思います。広い意味での参加はかなり実現しているのかもしれないけれどもという思いがあるものですから。しかも、今は子どもの権利に関する推進計画を議論しているわけで、あくまでもコアな意味での意見表明権から導かれる参加をとということを申し上げました。

ただ、それによって今まで既に広く普及してきた参加を何も削るつもりはありませんので、コアの部分は今から目指していくことを見据えて、きちんとした、広い意味の参加も含むような表現があれば、それはそれでこの二つの基本施策と両立していいのかなという気がします。

後でこの矢印の件についても意見を言おうと思っていたのですが、やはり、意見表明というのは上の基本目標に入っていなければならないという思いがあったものですから、先ほどそのように申し上げました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の方で、意見表明という文言を入れるかどうかについて意見がありましたら出していただきたいと思います。

C委員、どうぞ。

○C委員 意識調査をせっかくやったわけですから、ちょっと見てみたいと思うわけですが、子どもが意見を言ったり参加したりすることについてということで、大人の方の「参加すべき」のパーセンテージよりも、子ども自身が「言うことができる」と答えたのが低いということですね。ですから、何か子どもが言いにくいことがあるのだろうなということはここから察することができます。そして、50%台というのはやはり低いのかなというような気もいたします。そうすると、子どもがいろいろな場面で言うことができにくい環境がまだまだ札幌市の中にあるということであれば、B委員がおっしゃるように意見表明をどこかで入れておく方が、この条例を推し進めるという積極的な姿勢にはなるのかなという感じもします。

それで、基本目標にするか、基本施策にするか、B委員は基本目標にぜひというご意見だったと思うのですが、これは矢印が二つ出ていて、子どもの豊かな学びと多様な体験の方にも出ているということであれば、基本施策の上の方に子どもの「意見表明・参加」と入れることもありなのかなと思いました。まさにそういうことをどうするのか、札幌市の姿勢としてこの委員会で議論すればいいのかなと思います。

○委員長 ありがとうございます。

F委員、どうですか。

この問題について、無理にとはいいませんけれども、何かありましたらどうぞ。

○F委員 私は、参加という意味の中に意見表明を入れているのだろうと最初から理解していたのです。参加という言葉の中に意見表明も含めているのだろうと、最初から暗示にかけられたように思っていました。ですから、あえて出す必要もないのかなというふうに

は思いましたけれども、意見表明ということはどうしても表に出したいというか、それを強調したいのであれば、基本施策ではなく、基本目標の「子どもの参加の推進」の中に併記するというのも理解できるかなと、言われて初めて何となくそういう気がしています。最初から参加の中に含まれている言葉なのかなと思っておりました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○E委員 よろしいですか。

具体例で語っていないのでよくわからないのです。

我々は、子どもの意見を尊重して学校をつくっているつもりですし、いろいろなところで子どもに意見を求めてやってきているわけですが、具体例で語っていかないと、例えばこのときにというような形で出てこない、やはり見えてこない部分がたくさんあります。私としては「子どもの参加の推進」で十分だと思っているのですが、そこにどうしても意見表明を入れたいというのであれば、具体で語っていただかないと先に進めないかなというか、私は理解できないかなと。私は、先ほど事務局の方がおっしゃっていただいた説明で十分いいのかなと思ったのですが、何か具体に見えてこない、難しいのかなということは感じます。

○委員長 E委員がもう少し具体的ということをおっしゃっていますけれども、その点について、B委員、何か例として示すことができることがあれば言っていただけますでしょうか。

○B委員 こういった場合は参加というよりも意見表明がいいかなと思うものを幾つか申し上げますと、例えば高校生以上の懲戒処分の場合、必ず聴聞の機会を設けるというのは意見表明かなという気がいたします。あるいは、離婚する場合の親権をどうするかという場合に子どもの意見を聞くというのは、参加というよりは意見表明かなという気がいたします。それから、後で矢印のところをふやしていただきたいと言おうと思っているのですが、前回までの議論で、条例で守られていないと思う権利で、障がいとか民族、国籍、そういうものに起因している差別の禁止が守られていないのではないかという意見が子どもから結構あったわけです。そういう子どもの中でも特に弱い子ども、当事者の意見を聞きながら、では、どうしていったらいいのかという場合、やはり子どもの参加というよりは意見表明なのかなと思っています。

私は、前回も申し上げたように、子どもの参加・意見表明と居場所が2本の柱で、すべての部分にかかわってくると思っているものですから、すべての部分にかける基本目標としては、やはり意見表明と参加の両方があった方がいいのかなと思って申し上げているところです。

○委員長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○E委員 具体例が3点あったのですが、懲戒と離婚と、3点目が理解できなかつ

たので、もう一度お願いします。

○B委員 実は、きょう、これから具体的な施策や事業のところでは提案しようと思っていると絡んでくるのですが、前回の資料3の真ん中にある子どもの実態・意識調査で、条例で守られていないと思う権利が幾つか並んでいるわけです。その中で、障がい、民族、国籍、性別、家族のことなどで差別を受けないとありまして、3割ぐらいの子どもが守られていないと思っているということがあります。こういった状況がある中で、当事者である子どもに意見を聞きながらどうしていったらいいだろうねと考えるような場面は、子どもの参加というよりは子どもの意見表明が適切かと思っております。そういったことをきっちり伝える上では、やはり目標に入っていた方がいろいろな施策に網をかける上ではいいかなということで申し上げました。

○委員長 E委員、いかがですか。

○E委員 ありがとうございます。

○委員長 それでは、この件についてD委員は何かありますでしょうか。

○D委員 今議論されている基本目標の一番上の「参加」に「・意見表明」を入れるかどうかについては、入れた方がいいとは思いますが、入れなくてもいいのではないかという意見もありまして、私は入れてもいいのではないかという感じです。ただ、思っているのは、この計画は、大人のための計画でもあるけれども、子どものための計画であるわけですから、子どもが読んでみたときに、ああ、わかる、わかると、子どものイメージでわかる計画をつくるのが一番だと思うのです。ですから、参加と言われると、多分、どこかに出かけて何かをやってみることを子どもが一番に思い浮かべると思います。それから、2点目に環境づくりとありますけれども、環境と聞くと、エコとか自然ということをまずは思ってしまうと思います。ですから、大人ほど文の意味を読み取れないと言ったらいいかもしれませんが、そういう子どもにとってもわかりやすくこの計画の目標を説明するためにはどうしたらいいか。例えば、いただいている資料で高知県の例を見ますと、大きな題で参加とあっても、その隣に子どものことを決めるときには子どもの声を聞いてというようなキャッチがついているのです。例えばそのキャッチの中でもっと言いたいと思うことを子どもに対してもわかりやすく説明できれば、それでもいいかと思えます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、この問題について、副委員長からも一言言っていたらと思います。

○副委員長 皆様のご意見を伺っていて、基本目標の意義の一番上に、この参加の意味ということで、「子どもが自分たちに関係する様々な場面で意見を表明し、参加することが保障されることにより、子どもの自立性、社会性をはぐくむなど健やかな成長・発達を支えることができる」と記載されていて、この案で参加の中にそれを読み込んでいるのだというのがもともとの記載の趣旨だったと思うのです。ただ、皆様のお話を聞いていて、確かに子どもの実態調査を見ていると、大人と比べて「言うことができる」と思っている子どもが少なくなっているとか、意見表明ということをきちんと前面に出した方が、この

推進計画をつくるに当たって非常にインパクトが出てくるだろうということを考えれば、基本目標の方に意見表明という言葉を入れるのも一つなのかなという感じはしておりますが、いかがなものでしょうか。

○A委員 私は、基本的にはB委員の言っていることに100%賛成です。賛成なことを前提にお話をすると、どちらかというとD委員の意見に近いです。何を言いたいかというと、ここにお集まりの皆さんは、このことについてかなり深く学習をしているとか理解している人たちが議論をしているのである程度成立するのですけれども、多くの一般の人たちは、子どもの権利についてあまり理解をしていないとか、あまり深く考えたことがないとか、触れたことがない人たちもたくさんいるし、当然、あまり耳にしたことがない子どもたちもたくさんいます。そういう子どもたちや一般の人たちが子どもの権利条例を読み込んだときに、一番最初に基本目標のところにはぱっと目が行ったときに、参加と書いてある方が何となくなじみやすかったり、受け入れやすかったりするのかなと思います。意見表明というのはちょっとかたくて、落とし込んでいくと中に出てくる方がいいのかなという単なる手法の問題ですけれども、そういう気がして見えました。

ですから、もし入れるのであれば、施策の方にとか、もしくは落とし込んである文言の中で、今も「意見を表明し」と入っていますけれども、そういう形で入り口はソフトな方がいいような気がします。別にハードではないのですけれども、参加という方が、どこかに行けるのかなとか、何か参加できる場所がふえるのかなとか、親しみやすい気がするのですけれども、だめですか。

○副委員長 意見表明と入れてしまうと、ちょっとかた過ぎて、文言を子どもが取っつきやすいような表現に変えて入れるというのがあってもいいかなという感じがします。意見表明と入れてしまうと、確かに取っつきづらい感じがします。

○委員長 ほかにどうでしょうか。

私からたまに言わせていただいてもよろしいでしょうか。

今の問題ですけれども、意見表明あるいは参加という二つの言葉を見比べた場合、意見表明という言葉は、どちらかというと、人間は自由なんだ、もちろん子どもも自由なんだと。その自由なんだということから、いわば自由権という人権ですね。この自由権という人権の中に実は意見表明というものが含まれているのです。そういった意味では、本来的に持っているものだということになるのです。それに対して、参加という言葉は、どちらかというと、自由権であっても、その自由権を実現していくためにはそれを制度化しなくてはなりません。その制度化していくという意味合いの権利が参加なのです。そういったことからすると、この二つを見ていった場合に、制度化することによって意見表明というものを実現していく、そういう意味合いが出てくるのです。そういったことから言うと、本来的に持っているのは、子どもであってもという表現は悪いのですけれども、子どもも意見表明をする権利を持っている、そして、その意見表明の権利を実現していくのが参加制度である、そういうとらえ方ができるのではないかと思います。参加制度を設けること

によって意見表明をより実現していくのです。そういうことからすると、子どもの権利をより積極的に認めようとする場合には、意見表明という言葉をつけた方がいいのではないかと私は考えるのです。そして、それをさらにまた実現していくためには、子どもというのはどうしても弱い面を持っていますので、いろいろな形で制度化していく必要があるだろうと思います。そして、制度化するということからすると、参加という言葉を設定ということですから、私は二つあった方がいいのではないかと考えています。

○A委員 目標のところですか。

○委員長 はい。

○A委員 わかりました。

○委員長 ほかの方も自由に意見を述べていただきたいと思います。

B委員、さらに何かありますでしょうか。

○B委員 委員長にまとめていただきましたので、結構です。

○委員長 それでは、意見表明をこの中に加えるということはどうでしょう。

○副委員長 あとは、言葉をもう少しやわらか目に考えて、それを入れていただきたいと思います。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 今のご意見は、一たんは意見表明と参加ということでまとめて整理するというご意見だと思いますけれども、言い回しについては、そのためにも子どもにご意見を聞く機会を設けたいと思っております。きょうは都合で高校生委員がだれもいらっしゃらないのですけれども、次回は高校生委員も来ますので、そのときに意見を聞いたり、実際に幾つか学校で高校生にも意見を聞きたいと思っておりますので、その段階を経て、子どもにもわかりやすい表現というぐらいで、委員の皆さん方にもその範囲で努力はしていただきたいと思っておりますけれども、最後は子どもにもその点を含めてご意見をいただきたいと思っておりますので、多少かた目にはなるかもしれませんが、一たんは整理させていただきたいと思っております。

○委員長 それでは、基本目標1の部分でほかにご意見はございますでしょうか。

基本施策も含めてご意見がありましたら出していただきたいと思っております。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 特になければ、基本施策（2）に移りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、2ページ目に移らせていただきたいと思っております。

2ページ目は、基本目標1の基本施策の二つ目ということで、子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援になります。

ここでは、意義が1点、それから現状として実態・意識調査の結果が3点挙げられております。そして、これらを踏まえた取り組みの視点、例として、さまざまな学びの機会、多様な体験機会の充実ということでもとめられております。

この部分に関しまして意見等がありましたら出していただきたいと思っております。あるいは、

最初に質問でも結構です。

○B委員 C委員に質問させていただきたいのですけれども、前回ご議論いただいた際に伺った点で、居場所という用語に関してC委員の方から、いろいろな形で使われ過ぎているというか、流布し過ぎているというか、そんなニュアンスの発言があったかと私は記憶しています。居場所と言った場合のとられ方というか、こんなふうに狭くなるとか、こんなふうに広くなり過ぎるとか、いま少し、概念規定をもうちょっと伺えたらありがたいです。

○C委員 それは次のところですね。

○委員長 今は基本目標1の部分になります。

○B委員 失礼しました。

○C委員 では、それまでに考えておきます。

○委員長 ほかの委員の方で何かありませんでしょうか。

基本施策(2)については、ここに意義、現状、そして取り組みの視点、例が示されておりますけれども、これでよろしいでしょうか。

多分、B委員の気持ちは次に行っているのだと思いますけれども、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○D委員 この基本施策に対して、取り組みの視点、例でさまざまな学びの機会と多様な体験機会の充実の二つがあるのですけれども、このあたりは、基本計画を具体的にしていくに当たってもう少しボリュームアップしていくものなのでしょうか。といいますのは、ここに載っている例だと、子どもといっても、比較的、小学生以上を対象としているような事業がたくさん並んでいるかと思います。乳幼児の子どもに対する、それから親に対する取り組みも重要な点だと思いますので、そういった具体例も盛り込んでいただけたらいいなと思っております。

○委員長 今の点は、ここには書かれておりませんが、どうでしょうか。

○事務局(野島子どもの権利推進課長) これはあくまでも例示ということで、割とほかのまちの計画にも出ているような部分を一たん整理させていただきました。計画ですから、そういった具体的なものも載らないと計画にはなりませんので、そのあたりはまた意見交換をさせていただきたいと思います。

ただ、この分野は、ある程度ポイントを絞らないとかなり広がる部分もあると思いますので、もう少し突っ込んでご議論いただければと思います。

○A委員 先ほどとほとんど同じ意見なので、回答をいただかなくてもいいのですけれども、感想ですが、今まであるものと、これからさらに行っていく中で変わっていく部分がきちんと見えるようになっていなければいけないと思うのです。ですから、青少年科学館的な体験のところもあれば、何とか防災センターみたいに地震を体験したり火災を体験したりするようなどころがあったり、札幌市内にもいろいろな体験する場所があるのですけれども、この条例の文言が明確化されていく中で、各所管している部分がそれを共有して、

連動してこういう機会をさらに充実させていくということがないと、どこか一部の所管している機関だけがそこを一生懸命やっていくということではなくて、市の中のさまざまなセクションが連動してそれが行われていかないと、あまり意味がないなと思っておりますので、その辺だけ意見として言わせていただきます。

○委員長 それについて何か言うことはありますか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） まさにそのとおりだと思いますので、そのあたりで逆に札幌らしさも出していけたらと思っておりますし、ほかに同じような取り組みがあっても、子どもの権利を理解するという視点に立って、これまでやっていた施設の事業なども振り返り、見直ししていただけたらと考えているところでございますので、今のご意見も参考にしたいと思っております。

○委員長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 特になければ、これについてはこの程度でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、続いて、3ページの方に移らせていただきます。

ここでは、基本目標2の「子どもを受けとめ、はぐくむ環境づくり」の基本施策の（1）子どもが安心して過ごすための居場所づくりについてです。

ここでは、意義が1点、現状として実態・意識調査の結果が5点挙げられております。そして、これらを踏まえまして、取り組みの視点、例として、家庭における環境づくり、学校、施設等における環境づくり、地域における環境づくりという視点でまとめられております。

これについても意見を出していただきたいと思いますが、出番が来ましたね。B委員からもう一度質問をしてあげてください。

○B委員 先ほどは失礼しました。

前回、私は、ここの施策に関して、まずは子どもを受けとめて、そこからですねということ発言したのをC委員の方で受けとめていただいて、そうであればこういう表現がということで、環境づくりという形で出していただいたかと思うのですけれども、それが今回の資料4にかなり反映しているなと思って見させてもらっているところです。

私は、居場所ということについては不案内なものですから、居場所といった場合、逆に取りこぼしてしまうというか、狭くなってしまふ、あるいは広がってぼやけてしまふとか、居場所という表現に関してC委員の方からちらっと説明を受けたような気がしているのですけれども、いま少し、居場所といった場合のメリット・デメリットというか、その辺をもう少し伺えたらと思っておりますので、お願いいたします。

○C委員 私は居場所のスペシャリストでは全然ないのですけれども、私が大学で学生相談室の担当をやっていて、メンタル的に家庭にも居場所がない、学校にも居場所がない、そういう形で、今は居場所というものをどちらかというより広くというよりは狭く、物理的

には、当然、家庭もあって、大学もあって、居場所はあるのですが、精神的に居場所を持たないというような使い方をするものですから、居場所という言葉の使い方も現代の状況としてはなかなか多義的で難しいのかなということであらうと言ったのではないかと思います。

ここでは、居場所という言葉がそこに入っていて、基本目標や想定される事業のところでは環境づくりという言葉に置きかえられているのですが、それを皆さんがすんなり整合するのであればもちろんそれでいいですし、居場所といったときに、たまたま私が、物理的なことではなくて、かなり精神的な居場所づくりというところに重点を置くことも考えての居場所なのかなという意見をぽろっと言ってしまったのだと思います。十分な説明ではなくて申しわけないです。

○委員長 今の話を聞いて、B委員、何かありましたらどうぞ。

○B委員 よくわかりました。

やはり、私は前回も申し上げましたが、具体的に私たちがどういう施策や事業をするのかによって、最終的に居場所がいいのか、環境づくりがいいのかが決まってくると思うので、これはまた議論の中で往復できればいいかと思います。

○委員長 ほかの委員の方はどうでしょうか。

では、F委員からどうぞ。

○F委員 今の居場所づくりの話聞いていて、我々が子どもを実際に持っている、大学生などは精神的な居場所も確かにそうかもしれないですけども、安全・安心の部分からすると、今は子どもの本当に物理的な居場所も大変重要なことになっているので、私の感覚からすると、どちらかという、小さい子どもたちにとってみれば、預かってくれる保育園、放課後の児童会館、あるいは地域で見守ってくれている方々の空間、安心して遊べる公園、そういうものが居場所としては我々も重要なので、どちらかという精神的な居場所だけではないという感覚を私は持っております。

○委員長 ありがとうございます。

A委員、どうぞ。

○A委員 居場所については、F委員がおっしゃったことと重複してしまいますので、そのとおりだと思います。

ちょっと話題を変えてもいいでしょうか。

○委員長 よろしいですよ。

○A委員 想定される施策の中で、家庭における環境づくりというものが1番目に挙げられているのですけれども、これはどういうふうにとらえていらっしゃるのか、お伺いしたいのです。

○委員長 事務局の方、今の質問に対して教えてください。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 取り組みの視点、例の下のところで、先ほどの例と同じように、子どもがかかわる場所として大きく分けるならば、家庭、学校やい

ろいろ施設、そして地域に分けられるかと思っております。その中で、安心して受けとめられているという部分については、たしか前回の議論の中でも、家庭においても学校においても地域においてもそれぞれ受けとめられているという実感が必要だというご意見がございましたので、その視点として、家庭において安心して自分自身が受けとめられていると実感するためには何が必要なのか、また学校や施設、地域においてもそれぞれ何が足りないのか、あるいはどういう取り組みが求められるのかという視点でご議論いただければということで、三つの丸で書いたところです。

○A委員 例えば、学校、施設、地域ですと、施策的にも意外とイメージできるのですが、家庭の居場所について行政的な施策はどういうふうなイメージでとらえればいいのでしょうか。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 私どもが書いた例の中でも、行政が家庭に何かあしなさい、こうしなさいというものではありませんので、例えば普及啓発の部分であったり、保護者の方が安心して子どもとかかわれるような支援、例として適当かどうかわかりませんが、今は子育てサロンとか、地域でいろいろな支援的なこともやっていると思いますので、例えば、そのようなものが当てはまるのかなということで、例示で出させていただいたところです。

○委員長 それを聞いて、さらにほかに何かありませんか。

○A委員 家庭というと、経済問題もあれば、家族間問題もあり、さまざまな問題が複雑にありますから、そこに対して居場所づくりについて述べていくこと自体、かなりハードルが高いなと思っていたので、具体的なイメージがどういうものか僕には浮かばなかったもので、伺ってみたかったということです。

○委員長 今話を聞いて、イメージは浮かびましたか。

○A委員 やはり浮かばないです。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 家庭、学校、地域というのは、前回の議論も踏まえて、一つの視点ということで、ある意味では場所に着目した書き方になっていますけれども、なかなか整理が難しいのではないかとご意見もございましたので、別の切り口でご意見をいただいてもいいのかなと思います。

○委員長 そのあたりでD委員から何かありませんでしょうか。

○D委員 やはり、家庭のお父さん、お母さんは、子育てを自分たちなりに頑張っていると思うので、それをだめよと言われるようなことを、だれも言わないとは思いますが、そのように受けとめられるというのは嫌なことだと思いますので、先ほど事務局の方から提案がありましたように、言い方を変えるとか、そういうことをしていただくといいと思います。

○委員長 A委員、まだびんときていないですね。結構簡単なようで大変なのではないですか。

○A委員 要するに、言いたいことは、家庭の中に本当に居場所をつくろうと思ったら、

物すごく壮大なテーマに向かって物すごい努力をしていかなければいけないわけで、そこについてある程度の覚悟を持って文言として織り込んでいるのであれば、我々はもろ手を挙げてぜひということになるのですけれども、実際はそこまでできないよという話の中でただ盛り込んでいるだけだとちょっとやばいだろうと思っているという話です。

○委員長 我々の中で何か解決を導くようなものがあるかどうか、果たして我々としてそこまで言えるかどうかですね。そういうことを考えると、結構厄介ではないかということになりそうですね。

○A委員 例えば、家事、育児の分業化であったり、経済問題であったり、職種によってはワーク・ライフ・バランスの問題とか、さまざまな問題が出てくると思うのです。日曜日に共働きの人もいるかもしれません。それを行政で保障しますという話には当然ならないと思いますし、ほかにも親子のメンタル的なつながりということも出てきますから、触れると逆にいろいろな問題があふれてきて大変だろうなと思います。

○C委員 先ほど事務局から説明があったとおり、家庭、学校、地域というくくりだったので、多分、①、②、③番に落とし込んでいると思うのですけれども、A委員のおっしゃるとおりだと思います。家庭における環境づくりを行政の施策として書いてしまうのは、解釈が難しくなる部分になると思います。

例えば3ページの下取り組みの視点、例のところにも保護者に対する支援とかワーク・ライフ・バランスと書いてあるので、ひょっとしたら①番にそれをそのまま書いた方がすっきりするのかなと思います。保護者への支援、ワーク・ライフ・バランスの推進とか、そんな書き方がいいのかなという感じもいたします。家庭という言葉で三つそろえる必要はないのではないかと思います。

○委員長 きっと、その方がいいでしょうね。

ほかにありますでしょうか。

○D委員 先ほどからA委員がこの計画をつくることによって具体的に何か新しくできることがあるのかというご意見を言われていたのですが、ここの居場所に関しては、私も新しいものが何かできないのだろうかという気持ちでおります。例えば、資料をいただいております川崎市ですと、川崎市子ども夢パークという施設がございます。これは、屋内施設と屋外施設の両方を兼ね合わせたものになっておりまして、屋外は「冒険遊び場・プレーパーク」と言いますが、子どもたちが禁止事項をなるべく減らしたところで伸び伸び遊ぶ場を保障する場であります。室内の方は、学校に行っていない子どもたちが来られるようなフリースペース、それから障がいを持ったお子さんたちが集える場所、乳幼児のためのサロン、そして子ども議会がありまして、川崎市の子ども議会の子どもたちがいつでもそこに来て話ができるような部屋があったり、そんな多目的な施設を子どもの権利条例をつくるとともにつくっているわけです。ですから、札幌市でもぜひ、予算の兼ね合いはあると思いますが、目に見えて子どもの権利が保障されていることが実感できる、そこへ行くと何か楽しいな、子どもたちはここだったらゆっくりできるなと思えるような施

設ができないものかと思っております。

そして、札幌市の子ども未来プランの中でも、きょうのレジュメの2ページ目、さっきのページに戻りますけれども、多様な体験機会の充実というところで一つ、野外というくくりがありまして、ここにも関連すると思えますけれども、プレーパークづくりなど子育て、子育てに取り組む地域や市民団体の活動などと連携を図り、主体的な学び、体験する機会をふやすよう努めますという文言もありますので、こういった具体的なことを検討していただきたいと思っております。

○委員長 強い要望ですね。

○D委員 はい。

○副委員長 ちょっといいですか。

子どもが安心して過ごすための居場所というときに、実際に今の子どもたちの中で、ひとり親家庭とか、経済的に恵まれなところの子どもとか、いろいろな子どもたちがいます。そういう家庭に育つ子どもたちに対しては、ある意味、それを補って子どもたちが安心して暮らせる場所がなければ救われれないというか、もともと権利の一番底辺にある問題だと思うのです。そうすると、家庭における環境づくりというのは、私は一つそういうイメージも含んでいるのかなと思って見ていたのですが、やはり、家庭におけるという言葉が難しく、何をやろうとしているんだと言われれば確かにそうなのですが、実際問題、そういう子どもたちがたくさんいるということを踏まえて、そういう子どもたちに安心して暮らせる居場所を与えるということを出すことが大切ではないかという感じがするのです。その表現をどう考えたらいいのかということはあると思うのですが、そこをちょっと抜かないようにした方がいいかなという感じがしています。

○C委員 そこが私もこの条例のビフォーとアフターの違いの大きなところだと思います。私は、副委員長がおっしゃったところが家庭にダイレクトに入るべきかどうかというのは、先ほども家族支援とかワーク・ライフ・バランスなどと軽く言ってしまったのですが、②番、③番に、例えば家庭の中で親がなかなか面倒を見られないとか、居場所がないという人に対して、フリースクールとか、不登校の子どもとか、そういう人たちの居場所というのは、①、②、③の中でどこに落とし込まれるのかなとか、もしくはずっと両親もしくはひとり親の人が夜遅くまで仕事をしていて、家でずっとひとりだという子どもの地域における居場所づくりみたいなものはどういうふうに落とし込まれるのか。私は、②、③あたりで、この条例ができたから、そういうところが施策的に見えるようになったという形になればいいなと考えていました。

○A委員 私が言いたいことは、家庭における環境づくりの「家庭」という文言は絶対に落としてはいけないところだと思っています。本来、子どもが一番いなければいけない居場所は家庭だと思っています。ただ、私の仕事柄、どうしても家族と向き合って仕事をしていて、自分の家庭に居場所がない子どもたちとか、家庭で安心して暮らすことができない子どもたちの姿を見ると、そこに取り組んでいくのは相当大変なことだろうと思

ています。ですから、もし行政の側でこれを盛り込むのであれば、そこをどのくらい考えていて、どの程度をイメージしているのかを確認したかったのです。

逆に言うと、書き込む以上、その責任はしっかり持ってもらわないと、ただ書いているだけということになってしまうと困るということです。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにないでしょうか。

まさに今、3人の委員が言われていることは子どもの人権にかかわるものですね。その人権との関係で言うと、家庭が非常に大事であるということになってくるわけですが、それでは具体的にという、個人になった段階でどういうことができるだろうかということにどうしてもなってしまう、そういう問題かと思えますね。

○C委員 これは相当ハードな議論になるところかと思うのですが、この部分は「子どもを受けとめ、はぐくむ環境づくり」をする項目で、ひよっとしたら、意見表明をする環境にすらなかなか届かないような子どもたちがここにずっと、ですから、その意味では、参加させればいいというところの項目はまだ軽かったと思うのです。ここは本当に、意見表明すらまだ届かないような子どもたちにどういう受けとめと環境づくりを保障してやるかという項目なので、ここはちょっと覚悟のほどが出るのかなという感じがいたします。

済みません。覚悟だけを言ってしまいましたけれども、具体的にはどうしましょうか。

○委員長 すぐに結論が出せないのではないかと思います。ですから、今の部分に関しては、次回とか、その後にも話す機会がありますので、きょう出てきたいろいろな意見を参考にしながら皆さんにも少し考えていただいて、それに基づいてもう少しやりとりができるという状況が一番いいのではないかと思います。どうでしょうか。

そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 あとは、この部分ですけれども、家庭以外で何かありましたら出していただきたいと思います。

○F委員 これは事務局の方にお伺いしたいのですけれども、学校、施設等の施設というのはどの範囲までを想定しているのでしょうか。

○事務局(伊藤子どもの権利推進担当係長) このところは、どちらかという受けとめられるという部分ですので、子どもが生活をしたりという側面なのかなと考えております。条例では「育ち学ぶ施設」というふうに書いてありますので、学校であったり、あるいは生活の場としている施設が中心になってくるのかなというイメージでおります。

○F委員 例えば進学塾や学習塾は入るのですか。

○事務局(伊藤子どもの権利推進担当係長) 通常の進学塾とか何々塾というようなところについては、ここで言う施設には含まれないのではないかとイメージは持っておりますが、もしこういう部分があることがあれば、もちろん議論していただければいいと思

います。

○委員長 今、F委員が言ったことについて、何かほかの方で言えることがあれば出してください。

○C委員 今、F委員が学習塾とか進学塾とおっしゃいましたが、先ほど私も触れましたフリースクールなどの連携や支援というところまで踏み込むのかどうか。フリースクールなんかは、まさに学校に行けない子の居場所なわけですから、むしろそこが大事なかなという感じがします。

○A委員 軽く流していただいているのですが、安心して過ごすための居場所として、例えば施設というのがもしかして我々のような場所も一つの施設として理解したとすれば、例えば家庭に居場所がなくて家庭での生活の場を追いやられて、もしかすると我々のような施設に来る子どもたちがいたと想定したときに、実は、札幌市内でそういうニーズを持っている子どもの札幌市内の受け皿は半分ぐらいですね。残りは市外の近隣のということになりますね。そういうことを考えると、そういうことも想定して、札幌市における環境づくりと言えば、札幌市における居場所を必要とする子どもたちについてはすべて市内でそれをカバーできるぐらいの気概という話ではないですね。そこまでは発展しないというぐらいの話ですか。言いにくいのであまり言いたくなかったのですがね。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） そこまでは考えていなかったのですが、ただ、先ほどのフリースクールもそうですし、アンケート調査では、塾やスポーツ教室みたいなところが一番安心して過ごせる場所だという回答もあります。ただ、具体的にどう取り組めるかは、取り組み例との対の中で今後検討していくことになるかと思っております。

○A委員 ただ、1年、2年とか、ここ二、三年の話ではないけれども、長期的に見たらそういうビジョンを持ってこれを進めていくのだという入口と、とりあえずはできる範囲で頑張ってみますというのは違うので、すべてに言えることなのではないけれども、そのところが共有できていないと、話し合いの場としては難しいだろうなということがあるので。

○C委員 同じ意見なのではないけれども、先ほどD委員も多目的パークのことをおっしゃっていました。ここは、かなり予算がないとできない部分ですね。ですから、そこら辺のところも見えてこない議論が形にならないような感じがします。

○委員長 今のような財政状況だと、なおのこと、きついのもかもしれませんね。

我々が議論をするときには、実現可能性ということ掲げますね。そういうことを考えると、今の状況で果たしてどのくらいのことができるだろうかというようなこともつい考えてしまいがちになります。しかし、やはり実現しなくてはいけないものは我々としてちゃんとここで示さなくてはいけないと思うのです。

○副委員長 この推進計画は何年先を見越した計画ですか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） この計画そのものは、市の中期計画と連動させ

るということで、大体4年か5年のスパンで考えております。そういう意味では、次世代育成プラン、子ども未来プランを今年度からスタートしましたがけれども、その中で特に子どもの権利について特化した視点で見直して、今回、新たな計画をつくるという話ですので、市のつくるまちづくり計画とか、次世代育成プランや子ども未来プランからあまりかけ離れたものはなかなか難しいかと思えます。ただ、今回、計画をつくる以上は、形になるものか、精神的なものなのか、それはまたご議論いただきますけれども、そういったものも打ち出す必要はあると思えます。今はまだ具体的に何をやるという話がないものから、幾らぐらいかかりますという議論がなかなかできないのですけれども、まずはいろいろご意見をいただいた上で、答申までにいろいろと整理をしていかなければいけない部分もあると思えますので、実際にきょういただいた意見も踏まえて、これについては市として予算的に問題がないとか、これについてはもう少し時間がかかるという話も当然させていただくことになろうかと思えます。

○委員長 ということを踏まえて、いかがでしょうか。

どうぞ。

○D委員 先ほどF委員がおっしゃったことに関連するのですが、学校、施設といったときに塾まではちょっとという話がありました。こういう施策をやるときに、公設公営のものに関しては市の方で連絡がつきやすく連携もとりやすいと思うのですが、民設民営のものに関してはどうしてもネットワークが足りないと思うのです。例えば学童保育でも、児童館の学童保育とは連絡がとりやすいかもしれないのですが、民間の学童保育とは連絡がとりにくいという状態がもしあるとしたら、予算はつかなくても、せめて連絡だけでもできるとか、公設公営のものも民設民営のものも同じテーブルでいろいろな会議ができるとか、そういうネットワークのところで改善できる点もあると思うので、そのあたりも検討していただけたらと思えます。

○C委員 今、D委員がおっしゃったようなネットワークをつくって連携しながら居場所をつくっていくという提言は、ここで盛り込むことはできるのではないのでしょうか。

○委員長 できますね。

今の件について何かございますか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 連携も恐らく予算規模のレベルだと思うのですが、やはり、子どもの権利そのものの理解を広める意味でも、いろいろなところと日常的につながっていくことが必要だと思いますので、その辺も踏まえて盛り込んでいただければと思っております。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、話し合う時間があと15分ぐらいになってしまいましたので、2番目の基本施策以下、基本目標3と4につきましては次回に議論を回したいと思います。

そして、きょうはさらにもう一つ残っている議題がありますので、そちらに移らせていただきます。残っているものは何かといいますと、二つ目の議題になるのですけれども、子どもとの意見交換についてであります。これは、前回の会議を踏まえて事務局の方で関係先との調整を行っていただくことになりましたが、具体的にどこに行って子どもたちの聞くことになるのか、この調整の状況を皆さん方のお手元の配りました資料5にまとめております。

まず、これについて事務局から説明をしていただきたいと思います。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） まず、その前に、今議論をいただいて、残りは後半というお話が委員長からありましたけれども、都合で次回は出席できない委員の方もいらっしゃるものですから、その場合は事前にメールでもファクスでも結構ですので、何かご意見がございましたら、それを踏まえて次回に意見を反映させていただきたいと思います。次回ですべて決まるわけではありませんので、もしそういうご意見があれば、来週火曜日までをお願いしたいと思います。

それでは、子どもとの意見交換について説明をさせていただきます。

資料5をごらんいただきたいと思います。

前回までのご意見を踏まえまして、関係機関と調整を行わせていただきましたので、その結果を幾つか表示させていただいております。このうち、2番目の障がいのあるお子さんについては、いろいろな関係先なりご相談させていただきましたけれども、子どもの状況等をかんがみした場合、直接の意見交換は難しいのではないかとということで学校の方からいろいろアドバイスをいただきまして、現段階では未定という形で整理をさせていただきました。

以下、細かな日程を若干説明させていただきますが、1点目の札幌平岸高校につきましては、7月21日の放課後に1時間ほどお時間をいただくことで了承をいただいております。また、北九条小学校につきましても同じ7月21日の放課後に1時間ぐらいというお話をいただいております。

次に、北海道朝鮮初中高級学校につきましては、試験があるということで、先方の都合では今週後半の7日から9日の間の放課後、大体3時半ごろから開始して1時間ぐらいという話をいただいております。あと、北海道のフリースクールにつきましては、前回、それぞれのフリースクールから何名か集まっていたということでお話をさせていただきましたが、先週、フリースクールの連絡協議会で話し合いが持たれた結果、やはり出向くのは難しいのではないかとということで、北海道フリースクール連絡協議会の中で、札幌自由が丘学園から来て構わないというオーダーがあって、7月15日の3時15分からということで話を伺っております。子ども議員につきましては、夏休み期間中を考慮しております。7月後半か8月上旬ごろと考えております。今回は、7月21日に平岸高校、北九条小学校、朝鮮初中高級学校については今週後半、北海道フリースクールは今日15日ということで、日程がタイトではあるのですが、我々事務局だけではなくて、委員の皆様

さんも入って意見交換をしたいと思っていますので、もしご都合がよろしい方がいらっしゃれば、特に7月21日は二つの学校が重なっているものですから、ご出席可能な方がいらっしゃいましたら参加いただければと思っております。

また、2ページ目以降は意見交換の内容であります。これは、基本的には前回お示した内容に沿ってそれぞれの団体、学年等に応じてポイントを少し絞って整理させていただきました。ご確認くださいと思っております。

あと、それぞれ学校を訪問させていただきますけれども、いきなりそこに行って話を聞く前に、もしご参加いただける方、都合のつく方がいらっしゃれば、事前に我々と打ち合わせをした上で現場に向かうような形を考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま、事務局の方から意見を聞く対象となる子どもたちと内容につきまして説明がありました。

具体的に日程が決まっているものにつきましては、委員の皆さんで参加可能な方がいらっしゃれば、ここで参加者を決めておきたいと思っております。また、具体的な日程が決まっていないものにつきましても、希望などを申し出ていただいて、後ほど事務局の方から日程の連絡を受けるということも可能かと思っております。

それではまず、日程が決まっているものについて、それぞれ訪問することができる方がいらっしゃいましたら言っていただきたいと思います。

先ほどの説明ですと、札幌平岸高校、北九条小学校、そして北海道朝鮮初中高級学校が決まっていますね。あとは、北海道フリースクール関係では、札幌自由が丘学園について日程が決まっているかと思っております。

これは、高校生委員の方で既に希望されている方はいらっしゃいますか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 子ども議会の議員の方と、平岸高校は中出委員が自分の高校ですので、高校生委員の方は問題ないと思うのですが、それ以外の学校について、せっかくの機会でもありますので、いかがかなというふうに考えております。

あと、説明が漏れていましたけれども、誤解のないように、北海道朝鮮初中高級学校は外国籍の子どもだけなのですけれども、北九条小学校は日本の子どもも外国の子どもも両方、都合のいい、集まれるお子さんに集まっていただいてお話を聞くことを考えておりますので、分類上は外国籍の子どもとなっておりますけれども、実際には小学校に行ってお話を聞くという形で整理をしております。

○委員長 例えば平岸高校に関しては、年寄りではないですけれども、高校生以外の委員の方が行ってもいいわけですね。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 特に問題はありません。仕切りは、せっかく高校生委員がいらっしゃいますので、高校生委員にお願いしようと思っております。

○委員長 だれか希望される委員の方はいらっしゃいますか。

○D委員 21日は都合がつくと思いますので、平岸高校もしくは北九条小学校に伺えます。

○委員長 特にどちらか希望する学校はありますか。

○D委員 うちに受験生がいるので、平岸高校に行ってみたいです。

○委員長 北九条小学校についてはいかがですか。

○C委員 21日しか日程があいていないので、21日の北九条小学校に行きます。

○委員長 では、C委員ですね。

自由が丘学園についてはいかがでしょうか。7月15日ですが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 強制ではありませんし、割り当てて皆さんということではありませんので、都合のつく方で結構です。あと、きょう欠席されている委員の方もいらっしゃいますので、その方にもお話を伺わせていただきます。まだ日にちは決まっていませんけれども、今回は、夏休み前ということで、受け入れ側もいろいろと忙しい中で日程調整をさせていただいたものですから、皆様方のご都合と合わない部分があったらまことに申しわけないですが、子どもに意見を聞くことも、今回が最初で最後ではなくて、実際に答申をまとめた段階で意見を聞いたり、計画をつくった段階で意見を聞いたり、同じ学校かどうかは別にしても、今後行く機会は何回か設けたいと思っていますので、今回参加できない委員も今後調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 よろしくお願ひします。

あと、日程が未定の子ども議員も同様ですね。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 子ども議員については、決まり次第、ファクスやメールで調整させていただいて、参加できる方ということで対応したいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、子どもとの意見交換については、今のような形で対応していくことにしたいと思います。

また、意見交換の結果につきましては、事務局の方で全体を取りまとめた上で、後日報告をしていただくことにしたいと思います。

それでは、2番目の議題についてはこの辺で終わらせていただきます。

3. その他

○委員長 以上、本日予定しておりました議事については、日程調整を残して終了いたしました。日程につきましては、次回の第7回は来週13日火曜日に決まっていますのでけれども、その後の日程についてはここで確認をすることになります。

では、事務局の方から説明をしていただきたいと思います。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 次回、第7回目を来週13日に開催する予定で

おりますので、その次の第8回については8月を想定しております。ただ、夏休み、お盆の時期でございますので、我々の案としては8月23日か24日ごろを考えておりますが、今回2回行います議論を踏まえて、集計をして、提案をさせていただきたいと考えております。また、委員の皆様にご了承いただければ、後ほど事務局の方で調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま、事務局の方から次々回の第8回目について提案がありましたけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、事務局の方で調整をお願いしたいと思います。

また、次回は来週13日になりますが、そのときは、本日の残り分と、さらに全体を通してまだ議論が不十分だった点などについて話し合いをすることになろうかと思っております。よろしくお願いいたします。

4. 閉 会

○委員長 それでは、きょうは若干涼しくはなりましたが、これまで暑かったのできつかったと思います。その中での委員会ではありましたが、これできょうの委員会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上